

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 略 (16) 第18条ただし書（医療法施行令（昭和23年政令第326号） <u>第1条の5</u> において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可の申請又は通知の受理及び知事への送付 (17)～(38) 略	鳥取市
略	

事務	市町村等
略	
8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 略 (16) 第18条ただし書（医療法施行令（昭和23年政令第326号） <u>第1条</u> において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可の申請又は通知の受理及び知事への送付 (17)～(38) 略	鳥取市
略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。